

京都市移動支援従業者養成研修事業 研修カリキュラム及び講師の資格要件 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
I 講義 10時間	
1 ホームヘルプサービスに関する知識（1時間）	
(1) 全身性障害者移動支援従業者の職業倫理 (1時間)	<p><略></p> <p><略></p>
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者の移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務従事者としての倫理 ・移動支援のサービス提供においてとるべき基本的態度 ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者（介護職員基礎研修又は訪問介護員養成研修1級課程の修了者を含む。以下同じ。）【※1】 ・大学等（大学院、短期大学を含む。以下同じ。）、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は高等学校において当該科目の内容を含む教科を担当する教員（以下「教育機関の教員」という。） ・移動支援等の従業者資格の取得を目的として毎年度1回以上継続的に実施される研修事業において当該科目の内容と同程度以上の内容の講義を担当する者（以下「継続的各種研修事業の講師」という。）【※2】 <p>※1 指定障害福祉サービス等（障害者総合支援法第29条第1項に規定する障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）又は移動支援で直接介護に現在従事している者に限る。</p> <p>※2 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。</p>	
2 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	
(2) 障害者（児）福祉の制度とサービス	<略>

(2時間)	
<p>(目的) ・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。</p> <p>(内容) ・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス ・障害者総合支援法の概要</p> <p>・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】 ・相談支援専門員【※2】 ・教育機関の教員 ・継続的各種研修事業の講師【※3】</p> <p>※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援に現在従事している者に限る。</p> <p>※2 相談支援（障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）に現在従事している者に限る。</p> <p>※3 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。</p>	<p>(目的) ・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。</p> <p>(内容) ・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス ・障害者自立支援法の概要</p> <p>・当該科目に関する事務を担当する行政職員 ・相談支援事業（障害者自立支援法第77条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）に従事する職員（※） ・障害者（児）福祉関係業務に従事する社会福祉士（※） ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員</p> <p>※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>

<p>3 移動支援の制度と業務（1時間）</p> <p>(3) 移動支援の制度と業務 (1時間)</p> <p>※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。</p> <p>(目的) ・移動支援の制度と業務を理解する。</p> <p>(内容) ・移動支援の制度の概要 ・移動支援従事者の業務</p> <p>・サービス提供責任者である者【※1】 ・社会福祉士、介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】</p>	<p>(3) 移動支援の制度と業務 (1時間)</p> <p><略></p> <p>・当該科目に関する事務を担当する行政職員 ・移動支援、重度訪問介護又は行動援護に従事している者であって（※），</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員【※2】 ・教育機関の教員 ・継続的各種研修事業の講師【※3】 <p>※1 重度訪問介護（移動中介護に限る。以下同じ。）、同行援護、行動援護又は移動支援（以下「ガイドヘルプサービス」という。）に現在従事している者に限る。</p> <p>※2 相談支援に現在従事している者に限る。</p> <p>※3 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。</p>	<p>介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>
--	--

4 障害者（児）の心理（1時間）

(4) 身体障害者（児）の心理

(1時間)

(目的)

- ・身体障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。

(内容)

- ・肢体不自由者（児）の心理的特徴
- ・身体障害者の心理と人間関係

- ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】【※2】
- ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】

- ・保健師又は看護師【※2】【※3】

- ・相談支援専門員【※4】

- ・臨床心理士【※5】

- ・教育機関の教員

※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

(4) 障害者（児）の心理

(1時間)

(目的)

- ・障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。

(内容)

- ・肢体不自由者（児）の心理的特徴
- ・障害者の心理と人間関係

- ・全身性障害者（児）に対する移動支援、居宅介護、重度訪問介護又は訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者

- ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1）

- ・障害者支援施設（障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は児童福祉施設（児童福祉法第7条に規定する施設をいう。以下同じ。）の施設長（※1）

- ・相談支援事業に従事する職員（※1）

- ・臨床心理士（※1）

<p>※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※4 相談支援に現在従事している者であって、相談支援専門員としての経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※5 臨床心理士としての経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉関係業務に従事する社会福祉士（※1） ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>		
<p>5 重度脳性まひ者等全身性障害者を介助するうえでの基礎知識（2時間）</p> <p>(5) 重度肢体不自由者（児）の障害・疾病の理解 (1時間)</p> <p>※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。</p> <table border="1" data-bbox="190 711 1111 1262"> <tr> <td data-bbox="190 711 1111 1063"> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動支援の際の留意点 </td> <td data-bbox="190 1063 1111 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】【※2】 ・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】 ・医師 ・教育機関の教員 </td></tr> </table> <p>※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動支援の際の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】【※2】 ・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】 ・医師 ・教育機関の教員 	<p>(5) 重度肢体不自由者（児）の障害・疾病の理解 (1時間)</p> <p><略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師（※1） ・保健師又は看護師（※1, 2） ・理学療法士（※2） ・作業療法士（※2） ・障害者支援施設（※3）又は肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設の施設長（※2） ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動支援の際の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】【※2】 ・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】 ・医師 ・教育機関の教員 		

<p>※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 介護、看護、理学療法又は作業療法の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p>※1 肢体不自由者（児）を専門的に診療している者に限る。</p> <p>※2 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※3 肢体不自由者に係る施設に限る。</p>
<p>(6) 介助に係わる車いす及び装具等の理解 (1時間)</p> <p>※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。</p>	<p>(6) 介助に係わる車いす及び装具等の理解 (1時間)</p>
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能 	<p><略></p>
<p>・保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は義肢装具士【※1】【※2】</p> <p>・医師</p> <p>・教育機関の教員</p> <p>※1 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※2 介護、看護、理学療法、作業療法又は義肢装具の製作適合等の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p>・医師（※1）</p> <p>・理学療法士（※2）</p> <p>・作業療法士（※2）</p> <p>・義肢装具士（※2）</p> <p>・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員</p> <p>※1 肢体不自由者（児）を専門的に診療している者に限る。</p> <p>※2 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>
<p>6 移動支援にあたっての一般的注意（3時間）</p> <p>(7) 姿勢保持について (1時間)</p>	<p>(7) 姿勢保持について (1時間)</p>

※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。

(目的)

- ・良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。

(内容)

- ・良好な姿勢の必要性
- ・良好な姿勢保持の方法
- ・姿勢保持の留意点

- ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】【※2】
- ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】
- ・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】
- ・医師
- ・教育機関の教員

※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。

※3 介護、看護、理学療法又は作業療法の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

<略>

- ・全身性障害者（児）に対する移動支援、居宅介護、重度訪問介護又は訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者
 - ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1）
 - ・医師（※2）
 - ・理学療法士（※1）
 - ・作業療法士（※1）
 - ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員
- ※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。
- ※2 肢体不自由者（児）を専門的に診療している者に限る。

(8) コミュニケーションについて

(1時間)

(目的)

- ・言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する。

(内容)

- ・言語障害の種類と特徴
- ・言語障害のある人への接し方

<略>

<略>

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】【※2】 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者経験修了者【※1】【※2】 ・保健師、看護師又は言語聴覚士【※2】【※3】 ・医師 ・教育機関の教員 <p>※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 介護、看護又は言語訓練の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者（児）に対する移動支援、居宅介護、重度訪問介護又は訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者 ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1） ・医師（※2） ・言語聴覚士（※1） ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※2 肢体不自由者（児）を専門的に診療している者に限る。</p>
<p>(9)事故防止に関する心がけと対策 (1時間)</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための方法や事故が起きたときの対応方法を習得する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事介助 ・介助者自身のからだの保護 <p>・サービス提供責任者である者【※1】【※2】【※3】</p> <p>・社会福祉士、介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】【※3】</p> <p>・保健師又は看護師【※2】【※3】【※4】</p> <p>・教育機関の教員</p> <p>※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であつて、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p><略></p> <p><略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者（児）に対する移動支援、居宅介護、重度訪問介護又は訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者 ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1， 2） ・救急救命士（※1）

<p>※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。</p> <p>※4 介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※2 屋外での介護の経験がある者に限る。</p>
--	--

II 演習 5. 5時間 ※「交通機関利用時の介助演習」については、演習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。

1 移動支援の方法（2. 5時間）

(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法

車いすの移動支援

（2. 5時間）

※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、30日以上の実務経験がある者に限って免除できる。

（目的）

- ・擬似体験により、車いすへの移乗の方法や車いすでの移動支援方法を習得する。

（内容）

- ・床及びベッドと車いす間の移乗
- ・補助具を利用した車いすへの移乗
- ・2人の介助者で行う場合
- ・車いすの取り扱い方と注意
- ・屋外移動の心がけと方法
- ・自動車の乗り降りの方法

(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法

車いすの移動支援

（2. 5時間）

（目的）

- ・擬似体験により、車いすへの移乗の方法や車いすでの移動支援方法を習得する。

（内容）

- ・床と車いす間の移乗
- ・ベッドと車いす間の移乗
- ・補助具を利用した車いすへの移乗
- ・2人の介助者で行う場合
- ・車いすの取り扱い方
- ・車いす移動支援における注意
- ・屋外移動の心がけ
- ・自動車に乗り込む方法
- ・自動車から降りる方法
- ・交差点の渡り方
- 《雨の日》
- ・平地での移動

<ul style="list-style-type: none">・階段における移動・エレベーター、エスカレーターの利用・乗り物を利用する場合の注意・歩行移動支援方法の留意点 <p>・サービス提供責任者である者【※1】【※2】【※3】</p> <p>・社会福祉士、介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】【※3】</p> <p>・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】【※4】</p> <p>・教育機関の教員</p>	<ul style="list-style-type: none">・階段における移動・エレベーター、エスカレーターの利用・乗り物を利用する場合の注意・歩行移動支援方法の留意点 <p>・全身性障害者（児）に対する移動支援又は重度訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者（※2）</p> <p>・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1、2）</p> <p>・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員</p> <p>・理学療法士（※1）</p> <p>・作業療法士（※1）</p>
※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であつて、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。 ※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。 ※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。 ※4 介護、看護、理学療法又は作業療法の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。	※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。 ※2 屋外での介護の絏験がある者に限る。

2 生活行為の介助（1時間）

(2) 生活行為の介助

(1時間)

※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、30日以上の実務経験がある者に限って免除できる。

（目的）

- ・外出時に排せつ、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。

（内容）

- ・食事の介助方法
- ・衣服着脱の介助方法
- ・排せつの介助方法

(2) 生活行為の介助

(1時間)

<略>

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者である者【※1】【※2】【※3】 ・社会福祉士，介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】【※3】 ・保健師，看護師，理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】【※4】 ・教育機関の教員 <p>※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であつて，介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。</p> <p>※4 介護，看護，理学療法又は作業療法の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者（児）に対する移動支援又は重度訪問介護に従事している者であつて（※1），介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者（※2） ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士，保健師又は看護師（※1， 2） ・大学，大学院，短期大学，介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 ・理学療法士（※1） ・作業療法士（※1） <p>※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※2 屋外での介護の経験がある者に限る。</p>
---	---

3 交通機関利用時の介助演習（2時間）

(3)交通機関利用時の介助演習
(2時間)

※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、30日以上の実務経験がある者に限って免除できる。

(目的)

- ・実際に交通機関を利用する中で、利用時の介助方法を習得する。

(内容)

- ・駅の改札の通り方

- ・電車，バス，乗用車の乗り降りの方法

- ・店での買い物時の介助方法等

- ・サービス提供責任者である者【※1】【※2】【※3】

- ・社会福祉士，介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】【※3】

(3)交通機関利用時の介助演習
(2時間)

(目的)

- ・実際に交通機関を利用する中で、利用時の介助方法を習得する。

(内容)

- ・エスカレーターを上の方法

- ・エスカレーターを下る方法

- ・駅の改札の通り方

- ・電車，バス，乗用車に乗る方法

- ・電車，バス，乗用車から降りる方法

- ・店での買い物時の介助方法等

- ・全身性障害者（児）に対する移動支援又は重度訪問介護に従事している者であつて（※1），介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級

- ・保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士【※2】【※3】【※4】
- ・教育機関の教員

※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であつて、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

※2 全身性障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。

※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。

※4 介護、看護、理学療法又は作業療法の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

実際の公共交通機関を利用し、タクシーや私鉄等の運賃割引制度の利用方法についても理解すること。

- 課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者（※2）
- ・全身性障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1、2）
- ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員
- ・理学療法士（※1）
- ・作業療法士（※1）

※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。

※2 屋外での介護の経験がある者に限る。

<略>

京都市移動支援従業者養成研修事業 研修カリキュラム及び講師の資格要件 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
I 講義 12時間	
1 ホームヘルプサービスに関する知識（1時間）	
(1) 知的・精神障害者移動支援従業者の職業倫理の職業倫理 (1時間)	(1) 知的障害者移動支援従業者の職業倫理の職業倫理 (1時間)
(目的) <ul style="list-style-type: none">・知的・精神障害者の移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 (内容) <ul style="list-style-type: none">・福祉業務従事者としての倫理・移動支援のサービス提供においてとるべき基本的態度 ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者（介護職員基礎研修又は訪問介護員養成研修1級課程の修了者を含む。以下同じ。）【※1】 ・大学等（大学院、短期大学を含む。以下同じ。）、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は高等学校において当該科目の内容を含む教科を担当する教員（以下「教育機関の教員」という。） ・移動支援等の従業者資格の取得を目的として毎年度1回以上継続的に実施される研修事業において当該科目の内容と同程度以上の内容の講義を担当する者（以下「継続的各種研修事業の講師」という。）【※2】	(目的) <ul style="list-style-type: none">・知的障害者の移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 (内容) <ul style="list-style-type: none">・福祉業務従事者としての倫理・移動支援のサービス提供においてとるべき基本的態度 ・移動支援、重度訪問介護又は行動援護に従事している者であって（※）、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者 ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 ※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。
※1 指定障害福祉サービス等（障害者総合支援法第29条第1項に規定する障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）又は移動支援で直接介護に現在従事している者に限る。 ※2 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。	
2 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	

(2)障害者（児）福祉の制度とサービス (2時間) (目的) <ul style="list-style-type: none">・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 (内容) <ul style="list-style-type: none">・障害者福祉の背景と動向・障害者福祉の制度とサービス・障害者総合支援法の概要 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】・相談支援専門員【※2】・教育機関の教員・継続的各種研修事業の講師【※3】 <p>※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援に現在従事している者に限る。</p> <p>※2 相談支援（障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）に現在従事している者に限る。</p> <p>※3 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。</p>	<略> (目的) <ul style="list-style-type: none">・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 (内容) <ul style="list-style-type: none">・障害者福祉の背景と動向・障害者福祉の制度とサービス・障害者自立支援法の概要 <ul style="list-style-type: none">・当該科目に関する事務を担当する行政職員・相談支援事業（障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業をいう。以下同じ。）に従事する職員（※）・障害者（児）福祉関係業務に従事する社会福祉士（※）・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>
---	---

3 移動支援の制度と業務（1時間） (3)移動支援の制度と業務 (1時間)	 (3)移動支援の制度と業務 (1時間)
<p>※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。</p> (目的) <ul style="list-style-type: none">・移動支援の制度と業務を理解する。 (内容) <ul style="list-style-type: none">・移動支援の制度の概要・移動支援従事者の業務 <ul style="list-style-type: none">・サービス提供責任者である者【※1】	 <略> <ul style="list-style-type: none">・当該科目に関する事務を担当する行政職員

<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士、介護福祉士又は実務者研修修了者【※1】・相談支援専門員【※2】・教育機関の教員・継続的各種研修事業の講師【※3】 <p>※1 重度訪問介護（移動中介護に限る。以下同じ。）、同行援護、行動援護又は移動支援（以下「ガイドヘルプサービス」という。）に現在従事している者に限る。</p> <p>※2 相談支援に現在従事している者に限る。</p> <p>※3 申請日から1年以内に講義を担当した者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・移動支援、重度訪問介護又は行動援護に従事している者であって（※）、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <p>※ 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>
---	---

4 障害者（児）の心理（2時間）

(4) 知的障害者（児）及び精神障害者（児）の心理
(2時間)

（目的）

- ・知的障害者（児）及び精神障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。

（内容）

- ・知的障害者（児）の心理的特徴
- ・知的障害者（児）の心理と人間関係
- ・精神障害者（児）の心理的特徴
- ・精神障害者（児）の心理と人間関係

- ・サービス提供責任者又はサービス管理責任者である者【※1】【※2】
- ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】
- ・保健師又は看護師【※2】【※3】
- ・相談支援専門員【※4】
- ・臨床心理士【※5】
- ・教育機関の教員

(4) 障害者（児）の心理
(2時間)

（目的）

- ・障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。

（内容）

- ・知的障害者（児）の心理的特徴
- ・障害者の心理と人間関係

- ・知的障害者（児）に対する移動支援、居宅介護等又は訪問介護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者
- ・知的障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1）
- ・障害者支援施設（障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は児童福祉施設（児童福祉法第7条に規定する施設をいう。以下同じ。）の施設長（※1）

<ul style="list-style-type: none">※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。※2 知的障害者又は精神障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。※3 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。※4 相談支援に現在従事している者であって、相談支援専門員としての経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。※5 臨床心理士としての経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。	<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業に従事する職員（※1）・臨床心理士（※1）・障害者（児）福祉関係業務に従事する社会福祉士（※1）・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員 <ul style="list-style-type: none">※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。※2 小児科又は精神科において従事している者に限る。
--	--

5 知的・精神障害者を介助するうえでの基礎知識（6時間）

(5)知的障害者（児）及び精神障害者（児）の障害・疾病の理解
(4時間)

※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。

- (目的)
- ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。
- (内容)
- ・知的障害の原因（ダウン症、脳性まひなど）の理解及び症状の理解
 - ・精神障害の原因（統合失調症、うつ病、発達障害など）の理解及び症状の理解
- ・社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士【※1】【※2】
 - ・保健師又は看護師【※2】【※3】
 - ・医師
 - ・教育機関の教員

(5)知的障害者の障害・疾病の理解
(4時間)

- (目的)
- ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。
- (内容)
- ・知的障害の原因（自閉症、ダウン症、脳性まひ、てんかんなど）の理解及び症状の理解
- ・医師（※1）
 - ・保健師又は看護師（※1）
 - ・臨床心理士（※2）
 - ・障害者（児）福祉関係業務に従事する社会福祉士（※2）
 - ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）

<p>※1 指定障害福祉サービス等又は移動支援で直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※2 知的障害者又は精神障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p>において当該科目の内容を含む教科を担当する教員</p> <p>※1 小児科又は精神科において従事している者に限る。</p> <p>※2 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p>
<p>(6) 移動支援の基礎知識 (2時間)</p> <p>※京都市移動支援従業者短期養成研修修了者については、免除できる。</p>	<p>(6) 移動支援の基礎知識 (2時間)</p>
<p>(目的) ・移動支援の目的と機能を理解し、基本的な方向性を把握する。</p> <p>(内容) ・障害者（児）への接し方 ・障害者（児）の社会参加 ・移動支援の留意点 ・サービス提供責任者である者【※1】【※2】【※3】 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は実務者研修修了者【※1】【※2】【※3】 ・保健師又は看護師【※2】【※3】【※4】 ・教育機関の教員</p> <p>※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であって、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※2 知的障害者又は精神障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p> <p>※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。</p> <p>※4 介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p>	<p>(目的) ・移動支援の目的と機能を理解し、基本的な方向性を把握する。</p> <p>(内容) ・知的障害者への接し方 ・知的障害者の社会参加 ・移動支援の留意点 ・知的障害者（児）に対する移動支援又は行動援護に従事している者であって（※1）、介護職員基礎研修修了者又は養成研修の1級課程修了者若しくは現にサービス提供責任者である者（※2） ・知的障害者（児）の介護に従事する介護福祉士、保健師又は看護師（※1、2） ・大学、大学院、短期大学、介護福祉士養成学校又は高等学校（福祉科）において当該科目の内容を含む教科を担当する教員</p> <p>※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※2 屋外での介護の経験がある者に限る。</p>

	る。		
II 演習 6時間 ※「移動支援演習」については、演習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。			
1 移動支援の方法等（6時間）			
(1) コミュニケーション及び移動支援演習 (6時間)			
※京都市移動支援従業者短期養成修了者については、30日以上の実務経験がある者に限って免除できる。			
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神障害についての理解を深め、知的・精神障害のある人への接し方を習得するとともに、外出時の付き添い方法について体験的に理解する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動障害への対応 ・知的・精神障害の種類と特徴ある人への接し方 ・本人の意思確認 ・電車、バスに乗る方法 ・電車、バスから降りる方法 ・店での買い物時の介助方法等 	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害についての理解を深め、知的障害のある人への接し方を習得するとともに、外出時の付き添い方法について体験的に理解する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動障害への対応 ・知的障害の種類と特徴ある人への接し方 ・本人の意思確認 ・電車、バスに乗る方法 ・電車、バスから降りる方法 ・店での買い物時の介助方法等 	<p>※1 ガイドヘルプサービスで直接介護に現在従事している者であつて、介護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。</p> <p>※2 知的障害者又は精神障害者に対する直接介護の経験を有する者に限る。</p>	<p>※1 過去5年間に実務経験3年以上の者に限る。</p> <p>※2 屋外での介護の経験がある者に限る。</p>

※3 屋外での支援の経験を有する者に限る。

※4 介護又は看護の経験が申請日から5年以内に3年以上の者に限る。

実際の公共交通機関を利用し、タクシーや私鉄等の運賃割引制度の利用方法についても理解すること。

<略>